別表三の記載要領第四号(1)中「第42条の6第7項」を「第42条の6第5項」に改め、「第42条の12の3第5項」の次に「、第42条の12の4第5項」を加え、「第8項」を「第9項」に改め、同号(2)中「第8項」を「第9項」に改める。

別表三付表一の記載要領第一号(1)中「第8項」を「第9項」に改める。

別表四の記載要領第一号中「第16条第9項」を「第16条第10項」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表四の記載要領第一号の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則別表二及び別表二付表の書式は、平成二十九年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に終了した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第三十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月十四日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「から第四項まで」を「、第三項、第六項又は第七項」に、「同条第六項第二号」を「同条第八項第二号」に改め、同条第四号中「第四十二条の六第一項から第五項まで」を「第四十二条の六第一項から第三項まで」に改め、同号イ中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号ロ中「第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第四十二条の六第二項又は第三項」に改め、同条第百六十九号を同条第百七十九号とし、同条第百五十四号から第百六十八号までを十号ずつ繰り下げ、同条第百五十三号中「第六十八条の七十八又は」を削り、同号を同条第百六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十三　平成二十九年旧効力措置法第六十八条の八十の規定　同条に規定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八又は第六十八条の七十九の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百五十二号を同条第百六十一号とし、同条第百五十一号中「平成二十六年旧効力措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法（以下この号及び第百六十二号において「平成二十六年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十九第八項」に改め、「同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、」を削り、同号を同条第百五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十　平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十九第九項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

第二条第百五十号を同条第百五十八号とし、同条第百四十九号中「平成二十六年改正法附則第百二十二条第八項」を「平成二十六年改正法附則第八十四条第九項又は第十一項」に、「平成二十六年旧措置法（第百五十一号及び第百五十三号において「平成二十六年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十九第八項」を「平成二十九年旧措置法（第百六十号及び第百六十三号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十九第八項」に改め、同号を同条第百五十七号とし、同条第百四十八号を同条第百五十六号とし、同条第百三十四号から第百四十七号までを八号ずつ繰り下げ、同条第百三十三号中「百分の百十二」を「百分の百十」に改め、同号を同条第百四十一号とし、同条第百三十二号を同条第百四十号とし、同条第百二十七号から第百三十一号までを八号ずつ繰り下げ、同条第百二十六号を削り、同条第百二十五号を同条第百三十四号とし、同条第百二十四号を同条第百三十三号とし、同条第百二十三号中「措置法」を「平成二十九年改正法附則第八十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法」に改め、「又は第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同号を同条第百三十二号とし、同条第百二十二号を同条第百三十一号とし、同条第百二十一号を同条第百三十号とし、同条第百二十号イからハまでの規定中「ホまで」を「へまで」に改め、同号を同条第百二十九号とし、同条第百十九号ホ中「第六十八条の十一第一項若しくは第二項」を「第六十八条の十一第一項」に改め、「第六十八条の十四の二第一項」の下に「、第六十八条の十四の三第一項」を加え、「第六十八条の十五の六第一項若しくは第二項」を「第六十八条の十五の五第一項」に、「、第六十八条の十七、第六十八条の十九」を「から第六十八条の十九まで」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　平成二十九年改正法附則第八十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十八条の三十四第一項又は第六十八条の三十五第一項の規定

第二条第百十九号を同条第百二十八号とし、同条第百十六号から第百十八号までを九号ずつ繰り下げ、同条第百十五号を同条第百二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十四　平成二十九年改正法附則第八十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百十四号を同条第百二十二号とし、同条第百十三号を同条第百二十一号とし、同条第百十二号を同条第百十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十　平成二十九年改正法附則第八十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第六十八条の三十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百十一号を同条第百十八号とし、同条第百三号から第百十号までを七号ずつ繰り下げ、同条第百二号を同条第百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九　措置法第六十八条の十八第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百一号に次のように加える。

ハ　措置法第六十八条の十六第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産　当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

第二条第百一号を同条第百七号とし、同条第百号を削り、同条第九十九号中「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改め、同号を同条第百六号とし、同条第九十八号を同条第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　措置法第六十八条の十五の五第一項から第三項までの規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第六十八条の十五の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

ロ　措置法第六十八条の十五の五第二項又は第三項の規定　これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の七第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）